建設常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

議案第61号 岩国市一般廃棄物処理施設設置条例の一部を改正する条例

議案第67号 岩国市営住宅条例の一部を改正する条例

議案第68号 岩国市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理

者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

以上3議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

議案第61号 岩国市一般廃棄物処理施設設置条例の一部を改正する条例の審査 におきまして、

委員中から、真水苑の廃止に伴う解体工事の概要について質疑があり、

当局から、「解体工事については、玖西環境衛生組合の解散に伴う事務の承継に関する協議書において、解体に係る事務は岩国市が行うことになっている。そのため、本市が入札契約等に関する手続を全て行っていくことになるが、基金の積立ての関係などから令和10年度以降の解体予定となっており、その時点での入札制度に従って、適正に対応したい」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「岩国市ふるさと産業振興条例にうたわれているように、建設工事の発注に当っては、市内事業者の受注機会の確保が一番優先されるべきであり、必要な措置を講じて、本市の産業の振興を図っていただきたい」との意見がありました。

次に、議案第67号 岩国市営住宅条例の一部を改正する条例の審査におきまして、

委員中から、用途廃止をする周東沖原団地の解体後の跡地利用について質疑があり、

当局から、「解体後の土地利用については、集会所の建て替えを含む、2棟の建設 及び敷地内道路の整備を行う計画はあるが、2棟目以降の実施時期については、借り 上げ住宅や家賃補助などの施策等、住宅政策全体の中で在り方を検討してまいりたい」 との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「当該団地は、もともと35戸の住宅の用地だったので、集会所の建て替えや、敷地内道路の整備後の残りの用地の活用が課題となるが、

その残った用地を民間に売却するというような考えはあるか」という質疑があり、

当局から、「今後、残りの用地の活用について検討する中で、民間への売却もありうる」との答弁がありました。

続いて、鳥取県倉吉市に小規模急傾斜地崩壊対策事業に係る行政視察を実施した件 につき特定事件の調査を行い、本委員会として、

がけ地の崩壊から市民の生命及び財産の保護を図るため、急傾斜地崩壊対策として、 保全人家戸数が1戸のケースでも支援する体制を整備していただくよう、市に提言す ることを議長に求めることに決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、建設常任委員会の審査報告を終わります。